

## 小金井市公共工事の前払金取扱要綱

### (通則)

第1条 小金井市契約事務規則（昭和39年規則第16号。以下「規則」という。）

第49条による公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (前払金の対象)

第2条 規則第49条第1項に規定する前払金の対象は、土木工事、建築工事及び設備工事並びに土木、建築に関する工事の設計、調査及び測量とする。

2 前項による前払金の対象とされる公共工事にあっても、契約金額が50万円に満たないものについては前払金を支払わない。

3 前項に定める場合のほか、市長が予算執行上の都合、その他やむを得ない理由があると認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

### (前払金の率)

第3条 前払する率は、契約金額の土木工事、建築工事及び設備工事は4割、土木、建築に関する工事の設計、調査及び測量は3割とする。

### (前払金の最高限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、前払金の最高限度額は、一件の契約につき1億円とする。

### (前払金の端数処理)

第5条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (前払金の対象及び率等の明示)

第6条 前払金の対象とされる工事及び前払する率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

### (前払金に関する特約条項)

第7条 前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付すものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続きに関すること。
- (3) 保証契約及び保証契約変更に関すること。
- (4) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (6) 前払金の用途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続)

第8条 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証書を市に提出させたいうえで行わせるものとする。

2 前項にかかわらず、工事の着手時期を別に指定する場合その他市長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第9条 契約金額の変更に伴い契約金額を増額した場合は、増額後の契約金額の土木工事、建築工事、設備工事は4割、土木、建築に関する工事の設計、調査及び測量は3割に相当する額から支払済みの前払金の額を差し引いた差額を追加払いする。ただし、前払金の合計額は1億円を超えることができない。

2 契約金額の変更に伴い契約金額を減額した場合は、支払済みの前払金の額から減額後の契約金額の土木工事、建築工事及び設備工事は4割、土木、建築に関する工事の設計、調査及び測量は3割に相当する額を差し引いた残額を返還させるものとする。

3 前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、第10条により保証契約変更後の保証書を市に提出した後、契約の相手方の請求により行うものとする。

4 第2項の前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から市長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期日までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した割合(ただし、年当たりの割合は、閏(じゅん)年

の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「支払遅延防止法の割合」という。)の率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

5 第1項又は第2項の規定にかかわらず、残りの工期が30日未満のときその他市長が必要がないと認めたときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第10条 前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証書を市に提出させるものとする。

2 既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。

3 前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証書を市に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第11条 前払金を支払った工事について、部分払いをするときは、次により計算して得た額を支払うものとする。

(前払金の使途制限)

第12条 前払金は、当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費に当ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合における前払金の返還)

第13条 保証契約が解約された場合における前払金の返還については、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた残額を返還させるものとする。

(市との間の契約が解除された場合の前払金の返還)

第14条 市との間の契約が解除された場合の前払金を返還させる場合には、市長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に支払遅延防止法の割合を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の前払金)

第15条 2年度以上にわたる工事であっても、前払金は契約金額の土木工事、建築工事及び設備工事は4割、土木、建築に関する工事の設計、調査及び測量は3割を限

度とし支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事に係る前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第16条 債務負担行為を伴う工事であるため、第2条第3項により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、市長が必要と認めるときは、次年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。